

収 入  
印 紙

## 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という。）と株式会社誠宇ジャパン（以下「乙」という。）とは、甲の集積場に存する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の収集・運搬及び処分に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、基本的事項を定めることを目的とする。

（委託内容及び適用範囲）

第2条 甲は、請負契約形態にて、産業廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託し、乙は、この契約で定めるところに従い、これを受託する。この契約は、甲乙間における当該収集・運搬及び処分に関するすべての個別契約に共通して適用されるものとする。

（反社会的勢力排除）

第3条 甲及び乙は、相手方に対し、この契約の締結時及びこの契約の有効期間中、次に掲げる要件をすべて満たすことを表明し、保証する。

- (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋又はこれらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」と総称する。）でないこと及び反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと。
  - (2) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員、関係者等でないこと。
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
  - (4) この契約の有効期間中に、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的言動又は暴力を用いる行為をしないこと。
  - (5) この契約の有効期間中に、自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、偽計若しくは威力を用いて業務を妨害し、又は信用をき損する行為をしないこと。
- 2 甲及び乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときは、何らの通知、催告その他の手続きを要せず、直ちに、この契約を解除することができる。
- 3 前項の規定によりこの契約を解除した場合には、解除をした者は、相手方に対して損害賠償の責任を負わない。

（乙の事業範囲）

第4条 乙の事業範囲（産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関する事業範囲）は、次に掲げる表のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出するものとする。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、直ちに、書面によりその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。乙がこれらの許可証の写しを甲に提出したときは、甲は、この契約書と一緒にこれを保管するものとする。

(1) 収集・運搬に関する事業範囲

項目	積込地		積込地及び荷卸地
	福島県	山形県	
許可都道府県・政令市	福島県	山形県	宮城県
許可の有効期限	別添許可証の通り	別添許可証の通り	別添許可証の通り
事業範囲	別添許可証の通り	別添許可証の通り	別添許可証の通り
許可の条件	別添許可証の通り	別添許可証の通り	別添許可証の通り
許可番号	別添許可証の通り	別添許可証の通り	別添許可証の通り

(2) 処分に関する事業範囲

項目	産業廃棄物
許可都道府県・政令市	宮城県
許可の有効期限	別添許可証の通り
事業範囲	別添許可証の通り
許可の条件	別添許可証の通り
許可番号	別添許可証の通り

(産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価)

第5条 産業廃棄物の種類、予定数量及び委託単価（税抜）は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 収集・運搬に関する種類、予定数量及び委託単価

種類	廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの組み合わせによる混合廃棄物
予定数量	〇〇〇 t / 年
委託単価	〇〇円 / kg

(2) 処分に関する種類、予定数量及び委託単価

種類	廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの組み合わせによる混合廃棄物
予定数量	△△△ t / 年
委託単価	△△円 / kg

(輸入廃棄物の有無)

第6条 甲は、輸入された廃棄物の処理を乙に委託しない。

(処分の方法等)

第7条 乙は、産業廃棄物を次の処分の場所に運搬し、次の方法等により処分するものとする。

処分の場所	事業場の名称	株式会社誠宇ジャパン 宮城工場
	所在地	宮城県刈田郡蔵王町字海道東堀添 30 番 9
処分の方法		別添許可証の通り
施設の処理能力		別添許可証の通り

(最終処分の場所、処分の方法及び施設の処理能力)

第8条 産業廃棄物の最終処分の場所等（予定）は、別紙第1のとおりとする。

(収集・運搬過程における積替保管)

第9条 乙は、産業廃棄物の積替えを行ってはならない。

(適正処理に必要な情報の提供)

第10条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を別紙第2のとおり乙に提供する。

2 この契約の有効期間中、産業廃棄物の性状等に変更があった場合には、甲は、適正な処理、事故防止、処理費用等の観点から、乙に対し、速やかに書面をもって当該変更の内容及び程度に関する情報を通知する。甲及び乙は、その通知すべき変動幅の範囲（当

該範囲は、甲の製造工程又は産業廃棄物発生工程の変更による性状の変更、腐敗状況の変化、混入物の発生等により、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがあるものをいう。）について、甲乙間で協議の上、定めることとする。

- 3 甲は、産業廃棄物のマニフェストに記入が求められる事項を正確に漏れなく記入することとする。誤記又は記入漏れがあることを乙が把握した場合には、乙は、産業廃棄物の引取りを一時停止するとともに、マニフェストの修正を甲に求め、修正内容を確認の上、産業廃棄物を引き取らなければならない。
- 4 甲は、次の産業廃棄物について、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。なお、提示する時期又は回数は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
提示する時期又は回数	必要に応じて

#### （甲乙の責任範囲）

- 第11条 乙は、産業廃棄物を、その積込作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 委託業務遂行の過程において、乙が、法令に違反した業務を行い、若しくは故意又は過失によって、甲又は第三者に損害を生じさせたときは、乙は、甲又は当該第三者にその損害を賠償しなければならない。
- 3 委託業務遂行の過程において、乙が第三者に損害を生じさせた場合であって、甲の指図又は甲の委託方法に重大な原因（産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）があるときは、甲は、その損害について責任を負うものとする。
- 4 委託業務遂行の過程において、乙に損害が生じた場合であって、甲の指図又は甲の委託方法に重大な原因（産業廃棄物の種類又は性状等による原因を含む。）があるときは、甲は、乙にその損害を賠償しなければならない。

#### （再委託の禁止）

- 第12条 乙は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令に規定する再委託の基準に従う場合には、この限りでない。

#### （権利義務の譲渡禁止）

- 第13条 乙は、この契約に基づく権利義務を譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

#### （委託業務終了報告）

- 第14条 乙は、産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し、甲に提出しなければならない。なお、当該業務終了報告書の提出に代えて、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4及びB6票又は電子マニフェストの運搬終了報告により、処分業務については、マニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告により行うことができる。

#### （電子マニフェスト）

- 第15条 甲及び乙は、法第12条の5第1項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（この契約において「電子マニフェスト」という。）を利用することができる。この場合には、乙は、電子マニフェストシステムを利用しうるこ

とを証するため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが発行する電子マニフェストシステムの加入証の写しを甲に提出するものとする。乙がこの加入証の写しを甲に提出したときは、甲は、この契約書と一緒にこれを保管するものとする。

区分	加入者番号	公開パスワード
収集・運搬		
処分		

（業務の一時停止）

- 第16条 乙は、産業廃棄物の適正処理が困難となる事態が生じたときは、業務を一時停止し、直ちに、その内容を書面により甲に通知するとともに、甲の影響が最小限となる措置を講じなければならない。甲は、当該期間、新たな処理の委託を行わないこととする。
- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

（報酬等）

- 第17条 産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第5条に規定する委託単価に基づき算出する。
- 2 甲は、毎月末日に締め切り、翌月末日までに、前項の報酬を、乙の指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、本項に基づく弁済は、甲が当該口座に振り込むために必要な手続を実施した時点で効力を生ずるものとし、この銀行振込に係る手数料は、甲の負担とする。
- 3 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙間で協議の上、これを改定することができる。

（内容の変更）

- 第18条 甲又は乙は、必要があると認める場合には、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託単価又は有効期間を変更するとき若しくは予定数量が大幅に変動するときは、甲及び乙は、協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（秘密保持）

- 第19条 甲及び乙は、相手方から事前に書面による承諾を得ることなく、秘密情報（相手方から秘密と指定された情報、この契約及び個別契約により知り得た相手方の営業上又は技術上の情報並びに個人情報をいう。以下同じ。）を第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、個人情報以外の次に掲げる情報を除く。
- (1) 開示を受けた際、既に公知であった情報
  - (2) 開示を受けた際、既に保有していた情報であって、当該事実を立証することができるもの
  - (3) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに正当に入手した情報
- 2 乙は、この契約上の義務を履行する場合を除き、甲の秘密情報を不当に利用してはならない。
- 3 甲及び乙は、この契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、すべての秘密情報を返還するか、又はこれを適切に破棄しなければならない。この場合において、相手方の指図があるときは、その指図に従うものとする。

（解除）

- 第20条 甲及び乙は、双方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、書面による勧告の上、相互にこの契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、相互に勧告することなく、この契約を解除することができる。
- 3 甲または乙から契約を解除場合においては、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
- (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物について収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わなければならない
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該当事者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行しめるものとし、その負担した費用等を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2) 甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙の費用負担をもって甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

（管轄裁判所）

- 第21条 甲及び乙は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（有効期間）

- 第22条 この契約の有効期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から△△△△年△△月△△日までとする。
- 2 この契約の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により解約の申入れをしないときは、この契約は、前項の規定にかかわらず、更に1年間、同一条件で自動更新するものとし、その後も同様とする。
- 3 この契約の有効期間中に乙の許可証の有効期限が到来する場合であって、甲がその許可証の更新を確認できないときは、この契約は、前二項の規定にかかわらず、その許可証の有効期限の満了日をもって効力を失う。

（協議）

- 第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、甲及び乙は、関係法令に従い、その都度、誠意をもって協議の上、これを取り決めるものとする。

（以下余白）

以上、この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

締結日： 年 月 日

甲

乙 千葉県千葉市花見川区犢橋町1572-1  
株式会社誠宇ジャパン  
代表取締役 中原 恵子

別紙第1（第8条関係）

産業廃棄物の最終処分の場所等（予定）は、次のとおりとする。

**【産業廃棄物の最終処分の場所等を記載して下さい】**

## 別紙第2（第10条第1項関係）

産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報は、次の表のとおりとする。

産業廃棄物の種類（品目）	廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの組み合わせによる混合廃棄物（空容器）
項目	概要
発生工程	
性状及び荷姿	固体・バラ
腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項	
混合等により生ずる支障	なし
日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークの有無	なし
石綿含有産業廃棄物の有無	なし
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の有無	なし
その他取扱いの注意事項	特になし
備考 この表に規定するほか、甲が新たな産業廃棄物の処理を乙に委託しようとするときは、甲は、当該産業廃棄物に関し、別途、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を書面により乙に交付するものとする。	